

## 令和5年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和5年3月9日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題
- 議第25号 村上市障がい者計画等審議会条例制定について
  - 議第26号 村上市成年後見制度利用促進協議会条例制定について
  - 議第28号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第29号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第30号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第31号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第32号 村上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第33号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第34号 荒川いこいの家条例を廃止する条例制定について
  - 議第39号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 議第17号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計予算
  - 議第18号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
  - 議第19号 令和5年度村上市介護保険特別会計予算
- 4 出席委員（7名）
- |    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 菅井晋一君 | 2番 | 富樫雅男君  |
| 3番 | 鈴木好彦君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 鈴木一之君  |
| 7番 | 長谷川孝君 |    |        |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
- 議長 三田敏秋君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者
- |               |        |
|---------------|--------|
| 副市長           | 忠 聡君   |
| 保健医療課長        | 押切和美君  |
| 同課健康支援室長      | 船山幸文君  |
| 同課健康支援室主幹     | 田中加代子君 |
| 同課健康支援室副参事    | 齋藤健一君  |
| 同課国保室係長       | 渡邊礼子君  |
| 税務課長          | 大滝慈光君  |
| 同課保険税係長       | 佐藤みつえ君 |
| 介護高齢課長        | 大滝きくみ君 |
| 同課高齢者支援室長     | 川村勇治君  |
| 同課高齢者支援室副参事   | 渋谷直人君  |
| 同課地域包括支援センター長 | 五十嵐文君  |
| 同課介護保険室長      | 高橋洋一君  |

同課介護保険室副参事	近藤知子君
福祉課長	木村静子君
同課福祉政策室長	石田浩二君
同課福祉政策室副参事	鈴木祐輔君
こども課長	中村豊昭君
同課子育て政策室長	高橋朗君
同課子育て政策室係長	渡辺悟君
同課ことばとこころの相談室主幹	永田ルミ君
同課子育て支援室長	山田昌実君
同課子育て支援室主幹	板垣友紀君
同課子育て支援室副参事	小林毅君
同課子育て支援室係長	本間かおり君
同課子育て支援室係長	百武美奈君

9 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	菅井洋子

(午前10時00分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおり進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第2** 議第25号 村上市障がい者計画等審議会条例制定についてを議題とし、担当課長(福祉課長 木村静子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

福祉課長 それでは、議第25号 村上市障がい者計画等審議会条例制定について説明を申し上げます。令和5年度において第4次村上市障がい者計画、第7期村上市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定することから、計画の円滑な策定及び障がい者施策の推進を図るため、条例制定をするものである。これまで計画策定委員会ということで策定のみをお願いしていたが、障がい者施策全般にわたり、その推進と進捗状況も所掌事務としてお願いすることから、今回条例制定ということで提案したものである。委員は15人以内を想定している。よろしくお願ひ申し上げます。

(質疑)

鈴木 一之 ご苦労さまだ。この審議会であるが、ここに冒頭から障がい者団体関係者とか学識経験者というのはあるのだが、さきの一般質問の中にも、ぜひとも現場の状況というか、身を挺してそうやってそこに当たっている方々、できれば障がい者の保護者の方とか、あと児童の発達支援の関係の事業所の方とか、具体的にそのところで現場でそういう動きをされている方のご意見等々も大変重要なものだと思うのだが、その中でもそういう方々を委員として選任されるということもお考えはいかがだろうか。

福祉課長 委員のメンバーについてはこれから検討してまいるが、障がい者団体からはこれまでどおり入っていただき、それから障がい児、要するにお子さんの関係でサービ

ス利用も増えていることから、保護者の方に入っていただくようなことも今検討している。それと、児童のサービスを行っている事業所からも、できれば入っていただけるような形で今検討をしている。

鈴木 一之 やっぱり現場という実際にそういう体験されている方々の意見は本当に大切、重要な問題だと思うので、その辺りもひとつよろしくお願ひしたいと思う。

菅井 晋一 お尋ねする。最近計画策定委員会がみんな審議会というような形で切り替わっているということなのだけれども、昨日も男女共同参画計画策定委員会が審議会に変わるといのがあった。今課長さんが説明されたように、今までは計画策定だけだったのが進捗管理とか、そういうのをやるのだというお話、それで結構なのだけれども、昨日の審議会条例でははっきりとその文言が載っているのだ。計画の進捗に関して審議することという、この条例にはそれが出ていないのだけれども、今までは必ずそういうのがあったのではないかと思うのだけれども、その使い分けというのは何かあるだろうか。

市民 課長 確かに進捗管理という言葉は使っていないが、第2条のところに推進に関するということにあるので、そこで進捗管理もしていただくということになっている。それと、もう一つ、村上・岩船地域自立支援協議会というものがある中で、この計画についての進捗というか、その報告はいたしているの、そこでも進捗管理のほうはいたしているということだ。

菅井 晋一 分かった。ただ、こういういろいろな条例つくる上で統一的なつくり方、考え方があってしかるべきなのかなというふうに思うので、この条例ばかりでないのだけれども、やっぱり市全体でその辺のきちんとした整理をするべきでないかと思う。よろしくお願ひする。

副 市 長 今のご意見に関して、私のほうからも答弁を申し上げたいと思う。条例制定の趣旨については、ご理解いただけるものというふうに理解いたすけれども、確かに条例制定に当たっての統一感、そういったものを今後しっかりと市役所全体の中で統一感を持たせられるように配慮していきたいというふうに思うので、ご意見として承っておきたいと思う。ありがとうございます。

木村 貞雄 今ほど説明もあった。菅井委員のほうからも言ったのだけれども、抽象的な言葉になるとどうしても言葉の基準が変わるので、この15人か、この委員がやはりそういった重要な人が入ってくるとまたそれも変わるので、その辺課長説明したようによろしくお願ひしたいと思う。

富樫 雅男 1つだけ、統一感云々ということに絡めてお願ひしたいのは、こういういろんな審議会があるのだけれども、または協議会があったりするのだけれども、議事録がホームページに公開されているもの、全くされていないもの、いろいろあるのだ。いろいろ差し支えのある、差し支えないもの、それはあると思うのだけれども、できれば市民の方にもそういう、どういう会議で、どういう意見が出て、どういうふうにそれが決まっていっているのか、やっぱり可視化すべきではないかなと思うのだけれども、そこら辺お考えを。

福祉 課長 本来は公開ということで行っているはずなので、障がいの関係については、必ず終わった後に議事録のほうをホームページのほうにアップしたいと思うし、開催前にも傍聴等できるので、その辺の情報もホームページのほうにアップしたいと思う。

鈴木 好彦 第4条の3項に職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという規定があるけれども、この条項だけで果たして秘密の担保ができるのかという懸念と、それからほか

の、市がいろいろと策定している条例との兼ね合いというか、同じようなレベルの条例になっているのか、それとももっと強い形での漏えいしないような担保を取っているのか、その辺の比較において今回はどのように位置づけられているのかをお聞きする。

福祉 課長  
鈴木 好彦

他の条例と同じレベルでの秘密保持というか、そのような考えである。  
レベル的なものは分かったけれども、これで秘密保持が十分できるというお考えで市は考えているのか、その辺もう一度確認したいと思う。

福祉 課長

審議会委員の方の常識的な判断にもよると思うのだけれども、一応ここでは秘密は漏えいしてはいけませんよということをお願いをしているというところだ。ただ、計画策定上の中で個人に関する情報というのはほぼ出てこないのではないかなと思われる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第26号 村上市成年後見制度利用促進協議会条例制定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長

おはようございます。議第26号は、村上市成年後見制度利用促進協議会条例を制定する条例制定についてである。本条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査、審議するため、村上市成年後見制度利用促進協議会を設置するに当たり、必要な事項を定めるものである。本市では、成年後見制度の利用促進のために平成28年度から成年後見制度利用支援体制検討会として権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の設置に向けて取り組んでまいった。令和4年度、中核機関の役割である広報、相談、制度の利用促進、後見人支援、専門職による専門的助言等の支援を確保できたことから、令和4年度に社会福祉協議会と市と共同で中核機関の役割を担うこととなった。成年後見制度の中核機関の設置に伴い、協議会を設置することで専門職団体や関係機関が連携体制を強化して利用促進体制づくりをさらに進めたいと思う。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第4** 議第28号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 それでは、議第28号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案は、令和5年4月1日からこども家庭庁が設置されるために関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴って、変更となった法律の引用部分、これを整理するために所要の改正を行うというものである。説明は以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第29号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 それでは、議第29号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。他県において、保育所の送迎バスに園児が置き去りにされ、亡くなるという事件が発生いたしたことを受けて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和4年12月28日に公布された。これによって児童福祉施設における安全計画の策定や児童の送迎を目的とした自動車への乗降車の際に点呼等により児童の所在を確認することが義務化されたため、該当する規定を加える所要の改正を行うものである。説明は以上である。

(質 疑)

菅井 晋一 お聞きするが、これちょっとよく分からなくて申し訳ないのだが、これは放課後に子どもを預けるところ、そのことに対しての条例なのだろうか。

こども課長 具体的に言うと、学童保育所が対象になっている。学童保育所に通所バス、神林地区にあるのだけでも、朝日地区にもあるけれども、そういったバスが対象になる。

菅井 晋一 分かった。そうすると、普通の学校のスクールバスとかに対してのそういう条例とかはあるのか。ここ所管でないね。

長谷川委員長 学校教育課だ。

こども課長 学校教育課のほうから該当があれば出るのではないかと思うが、ただ取扱い自体は児童生徒に対しての点呼等の義務化というのはたしか一緒だったと思うので、必要があれば総文のほうで出ているのではないかと思う。

鈴木 一之 ちょっと確認の意味であるが、学童保育所ということであれば、それにちなんだような格好で、例えば放課後等デイサービス等ではないという格好で捉えればいいだろうか。その点どうだろうか。

こども課長 放課後デイサービス、障がい者施設のほうでの対応になるのか・・・

福祉 課長 大本の法律が児童福祉施設「等」がついていれば、放課後等デイサービスもその法律の中に入る。

鈴木 一之 では、このたびのはその点はあるだろうか。基本的に児童福祉施設ということの中で、「等」がついていない、ついている格好であれなのだが、包含した形の中だったら、それも一つなのかと思うのだが。

こども課長 一応今想定しているのは、ちょっと名前が放課後児童健全育成事業となっているのでぴんとこないのだけれども、村上市でいうと学童保育所が該当になっている。放課後デイサービスということではなくて、学童保育所を想定したものである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

## 日程第6

議第30号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 それでは、議案第30号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案については、議第29号同様、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、児童福祉施設における安全計画の策定や乳幼児の送迎を目的とした自動車へのブザー等の車内乳幼児の見落としを防止する装置の使用が義務化されたため、該当する規定を加える改正を行うこと。それから、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されたことによって、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例において児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するため、所要の改正を行うものである。

説明は以上である。

(質 疑)

鈴木 一之

そうすると、該当するのということになると認定こども園とか、あと小規模保育所、施設、あとは事業所内の保育所等々が対象になるということであるだろうか。

こども課長

対象の施設については、小規模保育事業所、それから事業所内保育事業所、これが該当になる。具体的に言うとゆりかご、マイマイ、きらら、あんず保育園みたいなところが該当になるということである。

鈴木 一之

家庭的保育者のこれで例えば自宅とか、そういうところというのは、村上市内の中では現存するだろうか。

こども課長

自宅で保育をしている事業所という意味か。ある。自宅を改造してという形だ。

鈴木 一之

マイマイとか、そういうところということだろうか。ありがとうございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 日程第7

議第31号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長

それでは、議第31号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案については、議第28号同様、令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されるため、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴って、所要の改正を行うものである。また、議第30号と同じく、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されたことによって、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例において児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するため、所要の改正を行うものである。説明は以上である。

(質 疑)

富樫 雅男

こちらの資料を見ているのだけれども、26条が、これが削除になっているわけなのだけれども、こちら辺の背景を教えてください。これちょっと民法のほうから

こども課長

懲戒権限の濫用部分の削除という、今回あるわけだ。これちょっと民法のほうからお話し申し上げますと、民法の改正によって、民法のほうでは新たに子の人格の尊重等ということで、そちらのほうで、親権を行う者などについても懲罰的なこと、体

罰なども含めて、してはならないという規定が新たに追加になった。それと、それに伴って、それまであった懲戒という項目なのだけでも、これは例外的に親権を行う者は懲戒することが、中ちょっと省略するけれども、簡単に言うと懲戒することができるというようなちょっと特例的な条文があった。これを削除するというところに民法のほうでなつたので、この削除に伴って、こちらの懲戒権限も削除するということになる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第32号 村上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 それでは、議第32号 村上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案についても、議第28号と同様にこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正され、引用している条項が変更となるため、所要の改正を行うものである。説明は以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第9** 議第33号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第33号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。健康保険法施行令の一部を改正する政令に合わせ、村上市国民健康保険条例の一部を改正するものだ。第5条第1項の出産育児一時金の金額を40万8,000円を



48万8,000円に改めるものだ。説明は以上だ。

(質 疑)

- 稲葉久美子 ちょっと聞いてみたいと思うのだが、40万8,000円から48万8,000円となると、額は大きいのだけれども、この地域において出産費用ってどのぐらいかかるのかなというふうに思うのだけれども、知っているのだったら教えていただきたいと思うが。
- 保健医療課長 村上市の国保加入の方の出産の状況を確認すると、今の2月21日時点で10件出産育児一時金の支払い件数があった。そのうち42万円を超えた件数は7件、50万円を超えた件数は3件ある。実際出産をする時間帯、夜間帯になるとまた加算があったり、休日になるとまた加算があったりするの、その辺の加算もあるかと思うけれども、今の段階ではこのような数字となっている。
- 菅井 晋一 結局今48万円にした根拠というのはどういうことなのだろうか。
- 保健医療課長 これは、国のほうで今の子産の平均の金額を出したところ、この金額になったと聞いている。
- 菅井 晋一 そうすると、全国一律この金額だということか。分かった。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第33号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第10** 議第34号 荒川いこいの家条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 介護高齢課長 議第34号は、荒川いこいの家条例を廃止する条例制定である。荒川いこいの家は、市民の健康増進、余暇活動の向上及び憩いの場の提供を目的とした施設であり、関川村大字湯沢地区に所在している。令和4年8月3日からの大雨により湯沢地区を流れる湯蔵川が氾濫し、大量の流木と土砂によって施設は甚大な被害を受けている。被災からこれまでの間、施設について検討を重ねてまいったが、復旧に係る費用や利用者の減少等の課題があり、公共施設マネジメントプログラムにおいて再検討した結果、廃止するものである。市民への説明については、荒川いこいの家は利用者の4割が荒川地域の方々である。また、以前の施設が耐震や老朽化に伴い休止していた際に荒川地域老人クラブと荒川地区区長会より建て替えの要望があり、平成22年に今の施設に建て替えた経緯があるので、1月中に荒川地域老人クラブ代表の方と荒川地域区長に説明会及び個別訪問等を全員に行い、被害の状況と廃止の方向性について説明を行い、その意見をお聞きいたしました。老人クラブの代表の方と区長様からの意見としては、大半の方から、甚大な被害を受け、復旧には多額の費用を要することから、廃止は仕方ないというご意見であった。また、検討は十分に行ったのか、廃止という話は唐突ではないかななどのご意見も一部あった。その方につい

ては、改めて廃止に至った経緯などを説明させていただき、理解を得ている。2月16日に改めて荒川地域区長会で皆さんから伺った意見を説明させていただき、3月定例会に廃止条例を上程するという説明を行った。その際は、区長様のほうからは異議なしということであった。なお、本施設廃止後は瀬波温泉に設置している老人福祉センターあかまつ荘を代替施設として、これまで荒川いこいの家を利用していた方にも利用しやすい施設となるよう整備していきたいと思う。説明は以上である。

(質 疑)

富樫 雅男

1つ、これはもうやむを得ないと思っているわけけれども、荒川いこいの家には送迎バスが出ていたと思うのだけれども、今度あかまつ荘になると、そういうのはどうなのだろう。

介護高齢課長

現在荒川いこいの家に出していたバスについては、あかまつ荘に週2回出している。令和5年度4月からについては、現在も行っているが、利用者の方がある程度人数が集まれば、その場所に送迎をするというサービスを行っている。4月以降については荒川地域の方々にも、現在もやってはいるのだけれども、まだ周知が足りないと思っているので、そういうようなサービスもあるということを周知していきたいと思う。

鈴木 好彦

この施設については、被災後我々も視察に伺って、再建の難しさというのは痛感してきたわけけれども、今の説明の中に、閉鎖ありきの中で進めてこられた中で、住民の方の惜しむ声っていいですか、2件ほど今説明の中にあっただけけれども、それ以外にももう少し具体的に住民の声というのを聞かせてもらえたらお願いします。

介護高齢課長

荒川地区区長会の皆様と老人クラブの皆様にお話を聞かせていただいた。先ほど説明したとおり、大半の方については、これだけの被害なので、再建するには非常にお金がかかるだろうからということで、残念だけれども仕方ないというご意見だったけれども、やはり建ててから12年しか経過していない施設ということもあるので、もったいないなというような話はあった。住民の方から、いこいの家がしばらく休止というようなことの中で、区長様のほうに、再建してほしいというような声はあったかということ聞いてみたのだけれども、住民の方の中ではやっぱり再建するのが難しいということでもう諦めている、そして再建してほしいというような声は聞けないというようなことだった。そして、代替の施設、あかまつ荘についての説明もさせていただいたが、なかなかそちらのほうについては荒川いこいの家のほうに行っている方、また距離的にこちらが遠いということもあって、あかまつ荘を使うかどうかということについては、やはりもう少し市のほうで利用方法について周知をしてほしいというような声があった。中には建て替えた経緯を知っている方々がいらっしゃって、荒川地域に温泉がないということで、関川村にある温泉施設については自分たちのやっぱり温泉だというような意識があって、そここのところがなくなるのは残念ではあるというようなお声もあった。

鈴木 好彦

ありがとうございます。今の説明も伺っていて、丁寧に荒川の皆さんに対応してきたという形跡がうかがえられる。本当にご苦労さまだった。以上だ。

菅井 晋一

説明で大体分かったのだけれども、先月私もあかまつ荘に、集落のやっぱり会で一緒にバスに乗って行ったのだけれども、朝日の場合はそうやって集落単位で日にちを決めて行っているのだけれども、その日たまたま荒川から来ていたかと聞いたら、

1人だったと。バスを動かして1人だったというふうなことで、運営方法はやっぱりある程度まとまって、そうやったほうが効率的なのかなというふうに感じた。よろしく願います。

鈴木 一之 私もこれはやむを得ない話だとは思っているのだが、先ほど来皆さんに意向調査というか、そこらあたりのご意見拝聴していたということであるのだが、4割の方が荒川の方で利用者ということであって、できるだけ、瀬波まで来るのもあれなのだが、近くの、名目上荒川いこいの家という格好であるので、荒川にないので、温泉はないということなのだが、それに代わるべき何かそういう、ほんとそこで皆さんと集まって云々と、お風呂は入浴施設も兼ねたところのそういう新たな選択みたいなのは市としてもお考えの中にはなかったのだろうか。

介護高齢課長 荒川いこいの家に代わる代替の施設というようなものがあればいいなというのは実際回っていた中でもあったけれども、現在当課で考えているものについては、現在ある施設、瀬波温泉を有効的に活用していただきたいなと思っていて、やはりあかまつ荘のほうを充実させていきたいというふうに思っている。

鈴木 一之 そういう意向であったらどうかであれだが、荒川の地区の方々もそういったこっちの瀬波のほうに来られても、今までと違ってそういう憩的な施設的なものもやはりこちらに来て、そうやって融合されていくと幸いなのだが、何かそこちょっと寂しいような感もあるのだが、現実そういうことであれば、充実した活用方法というか、送迎も含めてそういうことでやっていただければと思う。以上だ。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第34号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第11** 議第39号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 では、議第39号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。歳入歳出それぞれ2億1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億540万円にするものだ。ページ7P、8P、歳入については、第5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、普通交付金分2億1,400万円の増額を計上した。続いて、9P、10P、歳出については、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費2億1,400万円は、決算見込みによる不足分を計上した。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第39号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第12** 議第17号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第17号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算の総額は53億700万円で、前年比マイナス3.3%、1億7,840万円の減額だ。減額の理由としては、被保険者数の減少によるものだ。令和4年9月末の現在で7,735世帯、被保険者数1万1,731人だったが、令和5年度は7,657世帯、被保険者数1万1,295人と見込んでいる。歳入の主なものを説明いたします。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税9億2,221万4,000円を計上している。前年比4,779万円の減額だ。被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を見込んだものによるものだ。2款、3款、4款については、例年どおりのため、省略させていただく。5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金39億3,379万6,000円は、前年比1億884万2,000円の減となっている。説明欄1、普通交付金分は、市町村が支出する保険給付費のうち審査支払い委託料の一部、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除いた給付費に対し県が全額補填するもので、県が示す給付費の推計額を計上している。6款、7款、8款、9款は省略させていただく。続いて、歳出の主なものを説明いたします。減額の理由は、被保険者数の減少によるものだ。295P、296Pを御覧ください。1款2項3目運営協議会費37万4,000円だが、令和5年度は第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査実施計画策定のため、4回協議会を予定している。2款保険給付費38億5,640万1,000円は、昨年比1億718万1,000円の減額だ。3款国民健康保険事業費納付金12億7,177万4,000円は、県から示された額を計上している。4款保健事業費7,066万7,000円は、前年比1,158万4,000円の増額だ。新規事業といたして、302Pにあるけれども、特定保健指導委託料98万4,000円を計上しているが、村上総合病院に特定健診受診者に対して行う特定保健指導を委託するものだ。また、データヘルス計画策定支援業務委託料として第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査実施計画策定業務の支援を受ける経費を計上している。5款から8款は例年どおりのため、省略させていただく。以上だ。

(質 疑)

木村 貞雄 先ほどいこいの家の関係で、あかまつ荘のものはどこに入っているのか。  
保健医療課長 国保会計になるので、あかまつ荘は介護のほうになる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第13** 議第18号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第18号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。予算の総額は8億1,420万円とし、前年比1,150万円の増額だ。歳入の主なものから説明いたします。ページ317、318Pを御覧ください。1款1項後期高齢者医療保険料は前年比418万4,000円の増額で、5億7,928万8,000円の計上だ。被保険者数の増加によるものだ。5款3項1目、説明欄1、県後期高齢者医療制度特別対策補助金だが、湯ったり塾の事業費、人間ドック費用助成、健康診査事業に係る経費を見込んでいる。説明欄2にある後期高齢者医療歯科健康診査補助金は、令和5年度新規で実施する事業になって、実施年度の前年度中に75歳到達者と当該年度80歳に達した被保険者に対する歯科健康診査の補助金だ。続いて、歳入の主なものを説明いたします。319、320Pを御覧ください。3項1項1目保健事業費だが、歳入でも説明したが、令和5年度は後期高齢者歯科健康診査を実施するので、そちらの予算が計上されている。以上だ。

(質 疑)

鈴木 好彦 319P、見ていただけるだろうか。この中で2款になるか、財源内訳の中に、その他という形で7億8,900万円、この特別会計って非常に頭がこんがらがってしまうのだけれども、一般財源とその他、この区別がなかなか私つかなくて、その他の財源というのは何か分かるか。

保健医療課長 こちらについては、一般会計からの繰入金になる。

鈴木 好彦 そうすると、この会計での一般財源というのはどういうもの、一般会計から来るものではない以外の財源ってあるものか。

保健医療課長 こちらの予算については、あと国・県からの補助のほうも入っている。

菅井 晋一 国保のときは被保険者数が減ったということで数字の説明があったのだが、こっちは増えたというようなことで、数字の説明をお願いします。

保健医療課長 後期高齢者医療の被保険者数だけれども、令和4年は1万2,417ということで計算していたが、令和5年度の見込みとしては1万2,787人ということで、前年比370の増加を見込んでいる。

木村 貞雄 細かいことだけれども、320Pの一番下の温泉活用事業委託料というのを、この中身についてちょっと教えて。

保健医療課長 こちらの温泉活用事業委託料については、健診を受けた方のインセンティブということで、温泉利用の利用券を差し上げるものだ。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第14** 議第19号 令和5年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝さくみ君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第19号 令和5年度村上市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ83億6,100万円を計上するものである。対前年度比1億5,800万円、1.9%の減である。334、335Pを御覧ください。歳入の主なものであるが、1款保険料で15億9,272万4,000円を計上した。対前年度比0.8%の減である。第1号被保険者数の減少によるものである。4款国庫支出金では、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金で20億7,747万3,000円を計上した。対前年度比1%の増である。次に、336、337Pを御覧ください。5款支払基金交付金では、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金で21億6,098万5,000円を計上した。対前年度比2.1%の減である。6款県支出金では、介護給付費負担金、地域支援事業交付金で12億173万6,000円を計上いたしました。対前年度比2.3%の減である。8款繰入金では、一般会計繰入金13億1,657万6,000円を計上いたしました。対前年度比6.6%の減である。次に、歳出の主なものについてであるが、340、341Pを御覧ください。1款総務費では、職員人件費などで1億8,458万3,000円を計上した。対前年度比1.2%の増となっている。1項1目、説明欄1、一般管理費の6行目であるが、高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画策定業務委託に係る経費125万1,000円を計上いたしました。次に、342、343Pを御覧ください。4項1目、説明欄1、運営協議会経費74万円であるが、介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の委員報酬及び費用弁償となる。今年度は高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画策定のため、開催回数が増加することから、前年度より増となっている。2款保険給付費78億7,340万7,000円を計上いたしました。対前年度比1.9%の減となっている。これから説明いたします給付費全般において、前年度より減額となっている要因については、介護医療院の整備により保険給付費の増加が見込まれると推定していたが、当初計画による施設介護サービス費の伸びが少ないことから、前年度の実績を基に減額としている。次に、1項介護サービス等諸費では、72億8,500万3,000円を計上した。対前年度比1.3%の減である。先ほども説明したとおり、施設介護サービス利用者が令和4年度より少ないと見込んだ。次に、346、347Pだが、2項介護予防サービス等諸費では、1億5,554万1,000円を計上させていただいた。対前年度比0.1%の減であり、令和4年度と予算額についてはほぼ変わらない。3項その他諸費については、例年どおりなので、省略させていただく。次に、348、349Pを御覧ください。4項高額介護サービス等費1億5,980万円だが、対前年度比11.5%の減である。6項特定入所者介護サービス等費は、2億4,935万2,000円を計上させていただいた。対前年度比14.4%の減である。

次に、350 P、351 Pを御覧ください。3款地域支援事業費、全体で3億3万円を計上した。前年度比1.9%の減となっている。1項介護予防・生活支援サービス事業費1億923万円、対前年度比10.8%の減である。こちらの主なものについてだが、1目、説明欄1の13行目、元気応援通所サービス事業費負担金だが、この事業は要支援者を対象とするデイサービスである。令和4年度は、利用者数が減少している。理由としては、利用者が主体的に健康づくりや介護予防に取り組む通所型介護予防事業や地域の介護予防につながったことと、コロナ禍の影響で自宅で受けられる在宅サービスへの転換のためと考えており、令和4年度の実績から減額している。2目介護予防ケアマネジメント事業費以降については、例年どおりなので、省略させていただく。352、353 Pを御覧ください。2項1目一般介護予防事業費2,213万2,000円だが、例年どおりなので、こちらは省略いたす。3項包括的支援事業・任意事業費では、1目総合相談事業費2,786万円は、高齢者虐待防止ネットワーク会議の費用のほか職員の人件費になる。次に、354、355 Pを御覧ください。2目権利擁護事業511万4,000円だが、成年後見報酬助成金等を計上している。3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費4,514万円だが、職員の人件費等を計上している。4目在宅医療・介護連携推進事業費16万1,000円だが、ときネットシステムの運用に係る費用を計上している。5目、356、357 Pの6目から8目については例年どおりなので、省略いたす。4款基金積立金、次のページの5款公債費、6款諸支出金、7款予備費については、こちらも例年どおりなので、省略させていただく。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

- 鈴木 好彦 351 P ちょっとお願いできるか。3款1項1目の説明欄の中に、下から3行目、元気応援訪問サービス、下には通所サービスとあるけれども、私もあんまり精通していないからあれなのだけれども、これは具体的にどういう事業ということでイメージできるような形でお願いできればと思うのだけれども。
- 介護高齢課長 元気応援訪問サービス事業費負担金については、要支援1、要支援2の方が使うヘルパーの事業になる。訪問介護のヘルパーさんのサービスになる。
- 鈴木 好彦 私らが知っている通所サービスというやつとは違うのか。
- 介護高齢課長 通所サービスはデイサービスになる。元気応援訪問サービスは、ヘルパーさんが自宅に行って、訪問する・・・
- 長谷川委員長 自宅に来るわけね。
- 介護高齢課長 自宅に行くサービスで、元気応援通所サービスについては、デイサービスに出かけるという要支援1と2の方になる。
- 鈴木 好彦 後で勉強する。
- 木村 貞雄 さっき言った、私、あかまつ荘のそういった車の送り迎えとかのはどこに入っているのか。
- 介護高齢課長 あかまつ荘の事業については、一般会計のほうになっている。そちらのほうでお願いする。
- 稲葉久美子 353 Pにある介護予防把握事業経費ということで、中身について、何となく分かるのだけれども、教えてほしいと思う。
- 介護高齢課長 介護予防把握事業についてだが、こちらは地域包括支援センターに従事する看護師の方々に、65歳以上の高齢者の方のところに実態把握に行って、そこで例えば何か

支援が必要だとか介護サービスが必要だということであれば、事業につなげたり、介護予防事業につなげたりしている。

菅井 晋一 今年度の収入のほうでは、基金の繰入金項目計上なのだけれども、今現在基金の現在高はどれくらいあるか。

介護高齢課長 現在の基金だけれども、10億6,279万2,466円になる。

(「基準日は。基準日聞いているから、日にちを言って」と呼ぶ者あり)

介護高齢課長 本日現在だ。

菅井 晋一 参考までに、この基金の規模というのは、村上市の予算規模からして多いのか少ないのかちょうどいいのかって、その辺はどうなっているか。

介護高齢課長 多いか少ないかというところだけれども、今年度、第8期なのだけれども、基金の取崩しの予定をしていたのだけれども、給付費のほうがちよっと計画より下回っているということで、基金の取崩しのほうは現在していないのだけれども、これから第9期の事業計画の策定に当たって、また給付費の伸びとか保険料の収入額だとか、これから新規に参入する事業とか、そういうのを勘案して、基金をどうするかということも検討していくのだが、例えばどのくらいを積んでおくといいのかとかという、そういうのが特に基準がないので、まずどんどんちよっと現在は取り崩していないので、余っているような状況である。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長(長谷川 孝君)閉会を宣する。

(午前11時09分)